

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(医療手当の額等)	(医療手当の額等)
3 (略)	<p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万六千八百円</p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万四千八百円</p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万六千八百円</p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万四千八百円</p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万六千八百円とする。</p>	<p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万六千四百円</p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万四千四百円</p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万六千四百円</p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万四千四百円</p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万六千四百円とする。</p>

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十九万六千円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百二十三万六千八百円

2
(略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十

九万九千六百円

2
(略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2 (略)

5 遺族年金の額は、二百四十四万四千四百円とする。

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十六万七千二百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百二十一万四千円

2
(略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十

六万五千二百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十

九万二千四百円

2
(略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2 (略)

5 遺族年金の額は、二百四十二万四百円とする。

6(9) (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百三十三万

三千二百円

二 (略)

3(5)

6(9) (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百二十六万

千二百円

二 (略)

3(5)